## 業務区域

神奈川県 全域

東京都 島しょ部を除いた区域

 埼玉県
 全域

 千葉県
 全域

茨 城 県 土浦市、取手市、つくば市、石岡市、龍ヶ崎市、牛久市、守谷市、稲敷市、かすみがうら市、つくばみらい市、 美浦村、阿見町、河内町、利根町

お願い:建築基準法の確認申請につきましては、業務地域が拡大となりました東京都の一部※、埼玉県、千葉県、茨城県 の物件は、原則として当面の間、事前相談をお願いいたします。

※千代田区、中央区、台東区、豊島区、足立区、墨田区、北区、葛飾区、新宿区、江東区、荒川区、文京区、中野区、板橋区、杉並区、練馬区、昭島市、国分寺市、立川市、武蔵野市、小金井市、東大和市、武蔵村山市、小平市、東村山市、西東京市、清瀬市、東久留米市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町

